

保医発 0303 第 2 号
平成 27 年 3 月 3 日

北海道厚生局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

平成 27 年度に実施する特定共同指導等の
実施時期及び対象保険医療機関等の数について

平成 27 年度における特定共同指導等については、「平成 27 年度に実施する特定共同指導等について」（平成 27 年 3 月 3 日付け保発 0303 第 1 号厚生労働省保険局長通知）をもって通知されたところであるが、特定共同指導等の実施時期並びに対象となる保険医療機関及び保険薬局の数（以下「対象保険医療機関等数」という。）を別添のとおりとしたので通知する。

(別添)

北海道厚生局

都道府県名	指導区分	実施年月日	実施期間	対象保険医療機関等数
北海道	薬局特定	平成27年7月24日	1日間	1

注 「指導区分」欄は、医科、歯科及び薬局の別並びに特定共同指導及び共同指導の別を表示した。

保医発 0303 第 2 号
平成 27 年 3 月 3 日

東北厚生局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

平成 27 年度に実施する特定共同指導等の
実施時期及び対象保険医療機関等の数について

平成 27 年度における特定共同指導等については、「平成 27 年度に実施する特定共同指導等について」（平成 27 年 3 月 3 日付け保発 0303 第 1 号厚生労働省保険局長通知）をもって通知されたところであるが、特定共同指導等の実施時期並びに対象となる保険医療機関及び保険薬局の数（以下「対象保険医療機関等数」という。）を別添のとおりとしたので通知する。

(別添)

東北厚生局

都道府県名	指導区分	実施年月日	実施期間	対象保険医療機関等数
青森県	歯科共同	平成27年9月17日～18日	2日間	4
岩手県	薬局共同	平成27年12月3日～4日	2日間	2
宮城県	薬局共同	平成27年7月2日～3日	2日間	2
秋田県	医科特定	平成27年11月19日～20日	2日間	1
山形県	医科特定	平成27年10月7日～8日	2日間	1
福島県	医科特定	平成27年7月16日～17日	2日間	1

注 「指導区分」欄は、医科、歯科及び薬局の別並びに特定共同指導及び共同指導の別を表示した。

保医発 0303 第 2 号
平成 27 年 3 月 3 日

関東信越厚生局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

平成 27 年度に実施する特定共同指導等の
実施時期及び対象保険医療機関等の数について

平成 27 年度における特定共同指導等については、「平成 27 年度に実施する特定共同指導等について」（平成 27 年 3 月 3 日付け保発 0303 第 1 号厚生労働省保険局長通知）をもって通知されたところであるが、特定共同指導等の実施時期並びに対象となる保険医療機関及び保険薬局の数（以下「対象保険医療機関等数」という。）を別添のとおりとしたので通知する。

(別添)

関東信越厚生局

都道府県名	指導区分	実施年月日	実施期間	対象保険医療機関等数
茨城県	医科共同	平成27年5月14日～15日	2日間	2
栃木県	薬局共同	平成28年1月28日～29日	2日間	2
群馬県	歯科共同	平成27年12月3日～4日	2日間	4
埼玉県	薬局特定	平成27年6月5日	1日間	1
千葉県	歯科特定	平成27年8月6日～7日	2日間	1
東京都	医科特定	平成27年12月16日～17日	2日間	1
	歯科特定	平成27年10月8日～9日	2日間	1
神奈川県	歯科特定	平成27年6月11日～12日	2日間	1
新潟県	医科特定	平成27年9月10日～11日	2日間	1
山梨県	歯科共同	平成27年8月20日～21日	2日間	4
長野県	薬局共同	平成27年11月5日～6日	2日間	2

注 「指導区分」欄は、医科、歯科及び薬局の別並びに特定共同指導及び共同指導の別を表示した。

保医発 0303 第 2 号
平成 27 年 3 月 3 日

東海北陸厚生局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

平成 27 年度に実施する特定共同指導等の
実施時期及び対象保険医療機関等の数について

平成 27 年度における特定共同指導等については、「平成 27 年度に実施する特定共同指導等について」（平成 27 年 3 月 3 日付け保発 0303 第 1 号厚生労働省保険局長通知）をもって通知されたところであるが、特定共同指導等の実施時期並びに対象となる保険医療機関及び保険薬局の数（以下「対象保険医療機関等数」という。）を別添のとおりとしたので通知する。

(別添)

東海北陸厚生局

都道府県名	指導区分	実施年月日	実施期間	対象保険医療機関等数
富山県	薬局共同	平成27年10月1日～2日	2日間	2
石川県	医科特定	平成27年8月20日～21日	2日間	1
岐阜県	薬局特定	平成27年9月4日	1日間	1
静岡県	歯科共同	平成27年11月12日～13日	2日間	4
愛知県	歯科特定	平成27年7月23日～24日	2日間	1
三重県	医科特定	平成27年6月11日～12日	2日間	1

注 「指導区分」欄は、医科、歯科及び薬局の別並びに特定共同指導及び共同指導の別を表示した。

保医発 0303 第 2 号
平成 27 年 3 月 3 日

近畿厚生局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

平成 27 年度に実施する特定共同指導等の
実施時期及び対象保険医療機関等の数について

平成 27 年度における特定共同指導等については、「平成 27 年度に実施する特定共同指導等について」（平成 27 年 3 月 3 日付け保発 0303 第 1 号厚生労働省保険局長通知）をもって通知されたところであるが、特定共同指導等の実施時期並びに対象となる保険医療機関及び保険薬局の数（以下「対象保険医療機関等数」という。）を別添のとおりとしたので通知する。

(別添)

近畿厚生局

都道府県名	指導区分	実施年月日	実施期間	対象保険医療機関等数
福井県	薬局特定	平成27年7月10日	1日間	1
滋賀県	医科特定	平成27年5月28日～29日	2日間	1
京都府	歯科特定	平成27年9月3日～4日	2日間	1
大阪府	薬局共同	平成27年11月19日～20日	2日間	2
兵庫県	薬局共同	平成28年1月7日～8日	2日間	2
奈良県	歯科共同	平成28年1月28日～29日	2日間	4
和歌山県	歯科共同	平成27年12月10日～11日	2日間	4

注 「指導区分」欄は、医科、歯科及び薬局の別並びに特定共同指導及び共同指導の別を表示した。

保医発 0303 第 2 号
平成 27 年 3 月 3 日

中国四国厚生局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

平成 27 年度に実施する特定共同指導等の
実施時期及び対象保険医療機関等の数について

平成 27 年度における特定共同指導等については、「平成 27 年度に実施する特定共同指導等について」（平成 27 年 3 月 3 日付け保発 0303 第 1 号厚生労働省保険局長通知）をもって通知されたところであるが、特定共同指導等の実施時期並びに対象となる保険医療機関及び保険薬局の数（以下「対象保険医療機関等数」という。）を別添のとおりとしたので通知する。

(別添)

中国四国厚生局

都道府県名	指導区分	実施年月日	実施期間	対象保険医療機関等数
鳥取県	薬局共同	平成27年10月15日～16日	2日間	2
島根県	医科特定	平成28年1月28日～29日	2日間	1
岡山県	医科共同	平成27年12月3日～4日	2日間	2
広島県	薬局共同	平成27年5月14日～15日	2日間	2
山口県	歯科共同	平成27年7月9日～10日	2日間	4

注 「指導区分」欄は、医科、歯科及び薬局の別並びに特定共同指導及び共同指導の別を表示した。

保医発 0303 第 2 号
平成 27 年 3 月 3 日

四国厚生支局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

平成 27 年度に実施する特定共同指導等の
実施時期及び対象保険医療機関等の数について

平成 27 年度における特定共同指導等については、「平成 27 年度に実施する特定共同指導等について」（平成 27 年 3 月 3 日付け保発 0303 第 1 号厚生労働省保険局長通知）をもって通知されたところであるが、特定共同指導等の実施時期並びに対象となる保険医療機関及び保険薬局の数（以下「対象保険医療機関等数」という。）を別添のとおりとしたので通知する。

(別添)

四国厚生支局

都道府県名	指導区分	実施年月日	実施期間	対象保険医療機関等数
徳島県	医科特定	平成27年6月18日～19日	2日間	1
香川県	歯科共同	平成28年1月14日～15日	2日間	4
愛媛県	歯科共同	平成27年5月14日～15日	2日間	4
高知県	薬局特定	平成27年8月7日	1日間	1

注 「指導区分」欄は、医科、歯科及び薬局の別並びに特定共同指導及び共同指導の別を表示した。

保医発 0303 第 2 号
平成 27 年 3 月 3 日

九州厚生局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

平成 27 年度に実施する特定共同指導等の
実施時期及び対象保険医療機関等の数について

平成 27 年度における特定共同指導等については、「平成 27 年度に実施する特定共同指導等について」（平成 27 年 3 月 3 日付け保発 0303 第 1 号厚生労働省保険局長通知）をもって通知されたところであるが、特定共同指導等の実施時期並びに対象となる保険医療機関及び保険薬局の数（以下「対象保険医療機関等数」という。）を別添のとおりとしたので通知する。

(別添)

九州厚生局

都道府県名	指導区分	実施年月日	実施期間	対象医療機関期間等数
福岡県	歯科特定	平成27年5月28日～29日	2日間	1
佐賀県	医科特定	平成27年8月27日～28日	2日間	1
長崎県	薬局特定	平成27年9月18日	1日間	1
熊本県	医科共同	平成27年11月5日～6日	2日間	2
大分県	薬局共同	平成27年12月17日～18日	2日間	2
宮崎県	医科共同	平成27年7月30日～31日	2日間	2
鹿児島県	歯科共同	平成27年10月15日～16日	2日間	4
沖縄県	医科特定	平成28年1月14日～15日	2日間	1

注 「指導区分」欄は、医科、歯科及び薬局の別並びに特定共同指導及び共同指導の別を表示した。